

4-3 移送を受けたとき

被保険者…『移送費』 被扶養者…『家族移送費』

(1) 移送費

○病気やけがで移動が著しく困難な患者が、治療のため入院または転院しなければいけない等、医師の指示により一時的・緊急的な必要性があつて移送されたときは、「移送費」が支給されます。

○下記の全てに該当し、当組合が必要であると認めたときに支給されます。

- ①移送の目的である療養が、保険診療として適切であること
- ②療養の原因である病気やけがにより、移動することが著しく困難であること
- ③緊急その他やむを得ないこと

○通院など一時的・緊急的と認められない場合は支給されません。

(2) 支給額

○実際に移送に要した費用の範囲で、当組合が承認した額
(最も経済的な通常の経路および方法により移送された場合の費用により算定した額を、現に要した費用を限度として支給)

(3) 提出書類

○「被保険者・家族移送費請求書」

(4) 添付書類

- 医師の意見書
- 移送に要した費用の領収書

(5) 時効

○実際に費用を支払った日の翌日から2年

※書類作成前に当組合までご連絡ください。